

役員退職慰労金支給内規

一般社団法人 J ミルク
平成16年4月1日 制定・施行
平成22年4月1日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、本法人に勤務する常勤役員（以下「役員」という。）に対する退職慰労金の支給について定めたものである。

(退職慰労金の受給者)

第2条 退職慰労金は、役員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

- 2 役員が定款第25条の役員としてふさわしくない行為をしたことにより解任されたときは、その者に対しては退職慰労金を支給しない。
- 3 会員等より現職出向の役員が、退任し出向元へ帰る場合退職慰労金を支給しない。

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、役員としての在職期間1ヵ年につき、退職日又は死亡した日における報酬月額に100分の200を乗じて得た額とする。報酬月額は、年報酬額を12で除した額とする。

第4条 特に功労のあった役員については、特別に功労金を加算することができる。ただし、功労金の限度額は、退職慰労金の額の20%以内とする。

(勤続期間の計算)

第5条 在職期間の年数は、選任された月から退職した月までの月数を12で除した数とし、小数点2位は切り上げて小数点1位で計算するものとする。

(支給)

第6条 退職慰労金は、法令等により退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

- 2 退職慰労金は、特別の事由があるときを除き、支給事由の発生した日から1ヵ月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職慰労金を受ける順位については、退職手当規程第3条第2項の規定を準用する。

第8条 この内規に定める退職慰労金及び功労金の計算の結果生じた万円未満の端数はこれを切り上げるものとする。